



うちなー健康経営宣言

第 834 号

令和 4 年 9 月 12 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

弊社の理念の中に、「全社員は日々健康状態に留意し、健全な状態を保たなければならない」という項目があります。

全社員が幸せで活力ある企業であり続けるため、お客様から必要とされる企業であり続けるためにおいても健康の維持・増進が必要不可欠であると考えます。

そのために、社員の心身の健康づくりを全面的に支援することが責務であると考え、以下の取組みを通じ全社員一丸となり「健康経営」を宣言します。

株式会社 沖縄環境保全研究所 代表取締役 平良 辰二

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。

5. 健康増進に関する数値目標を設定する。
6. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
7. 食生活の改善に取り組む。
8. 運動機会の増進に取り組む。
9. 禁煙や受動喫煙防止(分煙)に取り組む。
10. 適正飲酒対策に取り組む。
11. 血圧管理に取り組む。
12. 感染症予防に取り組む。
13. 治療と仕事の両立支援に取り組む。
14. 産業医の面談。
15. ストレスチェック。
16. 1 kg減らす運動の展開。
(健康診断時に申告、承認を受ける)
17. 労働衛生やメンタルヘルス等の DVD やセミナーを受講し見識を深める。
18. 潜水作業を担当する職員に対して高気圧検診の確実なる受診。
19. 産業医による、健康・衛生等に関する教育の実施、健康相談等の向上取り組み。
20. 毎週水曜日をノー残業デーとして実施。
21. 二次健康診断対象者への受診推奨。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。